

飯田市人形浄瑠璃施設条例

別表（第12条関係）

1 飯田市今田人形の館

(1) 施設

区分	午前	午後	夜間	全日	入場料金徴収の別
	午前 8 時30分から正午まで	正午から午後 6 時まで	午後 6 時から午後10時まで	午前 8 時30分から午後10時まで	
舞台	円 4,200	円 5,250	円 6,100	円 13,800	100円以上の入場料金を徴収する場合
	3,300	4,200	4,800	11,000	100円未満の入場料金を徴収する場合
	1,600	2,100	2,400	5,500	徴収しない場合
研修室 1	300	300	400	700	
研修室 2	300	300	400	700	
会議室	300	300	400	700	

(2) 附属設備

ア 舞台設備

名称	単位（1回当たり）	利用料金
バトン	1本	300円
映写幕	1枚	1,050円

イ 照明設備

名称	単位（1回当たり）	利用料金
ボーダーライト	1式	1,110円
シーリングライト	1台	150円
ホリゾントライト	1式	1,110円
ピンスポット	1台	790円
持込み照明器具	1キロワット未満	1台 150円
	1キロワット以上	1台 300円

ウ 音響設備

名称	単位（1回当たり）	利用料金
拡声装置	1式	1,580円
カセットレコーダー	1台	300円
CDプレーヤー	1台	470円
持込みアンプ	1台	200円

(注) 1回とは、午前8時30分から正午まで、正午から午後6時まで及び午後6時から午後10時までの各々を1単位とし、指定管理者が許可したものをいう。